

平成18年度 国立大学法人熊本大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学生定員

熊本大学の平成18年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

2) 学士課程(教養教育)

枠内に、中期計画を記載(以下同じ。)

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、成績評価結果と授業アンケートをもとに、教科集団ごとに行うFD活動を通じて、教育成果の検証と教育内容の改善を進める。

3) 学士課程(専門教育)

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

平成16年度以来の取組を踏まえ、学部の人材養成目標から個々の授業目標に至る教育目標の体系を全学的に集約・検証し、カリキュラムの一層の充実を図る。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

教育学部において、学部教育と大学院教育との連結を重視したカリキュラム改革の検討を行う。

理学部では、一学科制の年次進行を踏まえ、学士課程修了時点で自然科学に対する興味を引き出し、自己の適性に合った専門領域を選択させ、スムーズに博士前期課程に導くよう、教育指導を強める。

4) 大学院(修士課程)

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

教育学研究科において、教育学部との連携を考慮した大学院教育のカリキュラム改革の検討を行う。また、前年度に採択された教員養成GPの経費支援を受けて、大学院教育カリキュラムの創出と試行実践を行う。

医学部保健学科では、学部教育と連携した大学院教育の創設に向けて検討を進める。

薬学教育部では、新4年制学科(創薬・生命薬科学科)完成後の大学院構想の検討を開始する。

5) 大学院(博士課程)

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自

立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

学生の博士論文執筆を支援するため、新規授業担当教員の増を図る。
また、ノッティンガム大学の協力を得て、英語教育の方法論の充実を図る。
区分制大学院への移行に向け、検討と準備を進める。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

平成18年度にスタートする、新カリキュラムの中心的位置付けとなる「プロジェクトゼミナール」の充実を図る。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

医学教育部：

近年の医学の学術的進展に合わせて、医学教育部のカリキュラム改善案を平成19年度実施を目標にさらに検討を行う。

薬学教育部：

平成18年度から実施するDDSコースの検証を行う。

新4年制学科（創薬・生命薬科学科）完成後の大学院構想の検討を開始する。

6) 専門職大学院（法科大学院）

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）の結果を踏まえ、授業内容及び方法の改善を図る。

また、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの重点経費により、遠隔講義システム及び法律相談システムの充実を図る。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

新司法試験の問題及び解答の解析を行い、授業内容の拡充を図る。

7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

前年度の実績を踏まえ、専門教育におけるキャリア教育を引き続き充実するとともに、平成19年度に教養教育も含めた全学共通のキャリア教育の再度の拡充を準備する。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

公募型インターンシップを単位化し、適切な情報提供によって積極的な応募を勧める。通常のインターンシップでは、インターンシップ連絡会議で調整しつつ、各学部の進路戦略を反映したインターンシップの拡充を進める。

8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、FD(Faculty Development)・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

前年度に引き続き、平成16年度に策定した方針に基づき系統的に情報を集積し、教育評価の成果・効果の検証を行う。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

平成16年度後学期から実施した、学生による「授業改善のためのアンケート調査」の多面的な分析を一層深化させ、成績評価の結果とも関連付け、教育の成果の検証を深める。

卒業生や学外者(就職先)等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

前年度に実施した、卒業生や就職先等に対する教育の成果に関する調査結果を分析し、その結果を教育にフィードバックする。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

前年度に引き続き、TOEIC-IP(団体特別受験制度)を課し、CALL授業の成績評価に繰り込むとともに、平成16年度以降の結果を経年的に比較し、教育成果の検証を行う。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のアクレディテーション(適格認定)システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

工学部において、JABEE・ISOの認証更新に向け、引き続き改善を行う。

また、法曹養成研究科において、前年度に受けた大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の予備評価の結果を踏まえ改善を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

高校生向け広報誌(従来名称『がんばれ受験生』)を全面的に刷新し、ホームページの改修とあわせてアドミッション・ポリシーを含めた広報に改善する。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

入学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、引き続き平成19年度以降の入試方法の検討・改善を行う。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャ

ンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

前年度に改善を実施して、参加者の高い評価を得たオープンキャンパス等の企画を本年も改善・実施するとともに、高大連携の諸事業の推進について全学的な連絡調整を実施し、効果を高める。

2) 学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを平成18年度も着実に実施しつつ、学士課程一貫教育の視点から学生の履修状況を分析する。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

前年度の英語教育方法の検討を踏まえ、新しい英語学力診断テストを1年次生に試行的に導入するとともに、引き続き平成19年度改革に向けて検討を継続する。

また、英語運用能力のコンピテンシーマップとそれに基づく学力診断、指導方法の改善について研究を進める。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

平成18年4月には、高等学校において教科「情報」を履修した学生を迎えることとなり、これに対応した「情報基礎」教育を実施する。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

「基礎セミナー共通指導ガイドライン18年度版」に基づき基礎セミナーを実施する。基礎セミナー意見交換会を学部別に実施し、授業方法改善を図る。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

理学部においては、理数系の補習教育を念頭において開発・運用してきた一学科制カリキュラムの検証と改良に取り組むとともに、eラーニング教材の研究開発を継続する。

工学部においては、前年度に試行的に実施した数学補習教育を本格実施するとともに、低学年の物理、化学などの分野の工学基礎教育や補習教育、接続教育の特別授業科目の開発を進める。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

前年度に引き続き、放送大学との共同研究プロジェクトを実施し、放送大学との連携のあり方を検討する。

前年度に引き続き、国際的な学生交流協定数の拡大に努める。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

薬学部・工学部において、前年度に策定した新カリキュラムを実施する。
教育学部においては、前年度に交付された学内重点配分経費「新しい教員養成カリキュラムの構築と実践に関する研究」の結果を踏まえて、教育プログラムの研究開発を進める。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習）の導入を推進する。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line（『教育方法改善ハンドブック』）を引き続き充実させるとともに、それを活用してプロジェクトベースト・ラーニング、プロジェクト研究の普及を図る。

3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

社会文化科学研究科の前期・後期制への移行を視野に、修士課程・博士課程教育の再検討を進める。

教育学研究科において、教員養成GPの経費支援を受けて、新たな教育プログラムを検討・実施する。

外国の大学との共同学位（ダブル・ディグリー）取得コースの開設を目指す。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line（『教育方法改善ハンドブック』）を引き続き充実させるとともに、それを活用してプロジェクトベースト・ラーニング、プロジェクト研究の普及を図る。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

前年度に引き続き、英語による講義の拡充を進める。

また、引き続き、国際会議等への出席や発表を支援する方策である「熊本大学国際奨学事業」を実施する。

4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

既存の法律実務基礎科目について、授業内容と年次配当の見直しを行う。
また、法律基本科目の授業内容について、見直しを進める。

実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

エクスターンシップについて、臨床教育プログラムの見直しを行う。
また、リーガルクリニックについて、無料法律相談や映像教材等を活用し

て、授業内容の充実を図る。

5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line (『教育方法改善ハンドブック』) を引き続き充実させるとともに、それを活用して授業の双方向化を推進する。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

前年度の検討を踏まえ、新たに作成されたシラバスによる授業の実施状況を教育単位ごとのFD活動を通して検証して、更なる改善を図る。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

公募型インターンシップを単位化して応募を奨励するとともに、全学のインターンシップ連絡会議の下で通常のインターンシップを拡充する。引き続き、教育学部のフレンドシップ事業、工学部のものづくり創造融合工学教育を実施するとともに、薬学部の6年制教育計画等において体験型の授業を整備する。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

交換留学だけでなく、語学研修プログラム等、多様な留学プログラムを検討するとともに、英語圏の大学について、学生の派遣先を拡大する。また、平成18年度に開催する熊本大学韓国フォーラムで、英語による学生の研究発表及び討議を計画、実施する。

教育効果を高めるため、TA (Teaching Assistant) 制度の運用を充実させる。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line (『教育方法改善ハンドブック』) も活用して、TAの運用に関する優れた実践例を紹介しその普及を図る。

情報機器・視聴覚機器を活用したe-learningシステムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

社会文化科学研究科「教授システム学専攻」のスタッフの指導のもとに、インストラクショナルデザインに依拠したeラーニングコンテンツ開発を推進する。

教育方法の改善を図るため、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を強化拡充する。

前年度に引き続き、厳格で一貫した成績評価、学生による授業評価等をもとに、授業成果の検証を教員が集団的に行う授業改善活動を全学的・継続的に実施する。

教育方法改革推進室（仮称）を設け、新たな教育方法研究のため、外部講師も交えたセミナーを開催する。

各学部において引き続き、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を行う。

6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づく諸施策を実施し、その到達点と成果を、教育単位ごとのFD活動で検証し、それらの成果を全学の評価・FD専門委員会で集約し、授業目標・成績評価基準を全学的により明確化する。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

プロジェクトベースト・ラーニング、LTD学習法（Learning Through Discussion）など新たな教育方法の導入とあわせ、それぞれの授業形態にふさわしい総合的な成績評価を検討・実施する。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

学業成績が特に優秀な学生の表彰、論文成果の優秀な学生の顕彰、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度、国際奨学事業など成績評価を基礎とした奨学事業の適用などを、平成18年度も引き続き実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

平成17年度に完結

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

平成17年度に完結

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

平成17年度に完結

2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

前年度に引き続き、新しい全学協力体制の、より完全な実施に向けて、引

き続き学部間・学部内の協力体制を強化する。併せて教養教育の改革により柔軟に対応できる実施体制について、検討を進める。

3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

前年度の検討結果を踏まえ、教育能力評価を加味した適切な人事制度を拡充する。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

前年度に引き続き、有能な外国人教員の採用に努める。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

前年度に引き続き、大学院の社会文化科学研究科の区分制への移行を含めた統合についての検討を継続し、効率的な教育システムの確立を目指す。

4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化

教育研究・大学運営等のデータベースの全学的統合連携について、大学評価・学位授与機構の評価項目の対応を含め検討する。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備

平成19年1 - 3月期の情報機器リプレイスに対応した形で、セキュリティ機能向上を含めた保守体制を整える。

さらに、東京サテライトオフィスでの講義実施のための環境を整備する。

5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

前年度に引き続き、電子ジャーナルの安定的提供及び利用の促進のため、経費の確保を図る。

増築に伴い、閲覧室、雑誌室、書庫等の整理・整備を行い、学習環境の充実を図る。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

引き続き、学術資料調査研究推進室の活動を促進し、永青文庫・松井文庫の目録整理を進める。また、阿蘇家文書修復完成記念として、県立美術館との共催による資料展を開催する。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書充実させる。

引き続き、学生用図書の充実を図る。
更なる図書館サービス向上のため、利用者アンケート結果を分析し反映させる。

6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

前年度に引き続き、学生アンケートと成績評価を基に、教育単位ごとに教育活動の検証を行うFD活動を実施し、検証と改善の質を高める。そのため、優れた教育活動、優れた検証・評価活動の経験を集約して全学的に普及させる。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

大学教育機能開発総合研究センターは、学生によるアンケートの結果を分析して、各授業科目に対する学生による評価を把握するとともに、それぞれの授業科目の成績評価との対応を分析して、授業目標に対する学生の達成状況についての検証・評価を行い、授業改善とより適切な成績評価の方策を検討する。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な報告を行う。

前年度に見直しを図った組織評価に基づき、教育評価の平成19年度実施に向けて準備を行う。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。

前年度に引き続き、学生による授業評価や、それらをもとにした授業改善の実施を踏まえて、授業改善や授業方法に優れた教員の表彰等の制度について検討し、実施の拡大を目指す。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

前年度に全学的に整備された指導体制を運用するとともに、その機能状況についての検証を行う。

学務情報システム(SOSEKI)の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

SOSEKIの安定運用に努め、機能拡張については、新証明書発行装置への移行等を図る。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム(WebCT、e-learning)、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・

対面講義や個人学習の環境整備に努める。

無線LANのセキュリティについて全学認証系への統合を推進する。
また、eラーニングについても機能強化を図る。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

グループワークなどをもとに新たな学習方法の拡充を視野に、集団的な利用が可能な自習環境の提供について、教室利用の面から検討を行う。

2) 学生生活支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成16年度に整備した各種相談体制を引き続き運用するとともに、各種資料の収集と平成16年度からの相談内容データの蓄積を踏まえた分析を行い、相談体制の充実を図る。

また、引き続き相談員の研修を実施する。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

平成16年度に更新した『学生指導と支援の手引き』をもとに、学生の抱える問題に適切に対処するとともに、その活動の検証を通じて充実を図る。

相談組織・保健センター等の連携によって、引き続き心のケア体制の充実を図る。

また、休・退学、留年、不登校学生の防止と早期発見のための対策を引き続き実施する。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止対策に関する広報・講演会等を推進する。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

前年度に引き続き、危険箇所の重点的修理を行うとともに、計画的に各施設の改修・整備を行う。

3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

前年度、キャリア支援課によって充実した各種支援策をベースに、各学部の進路支援委員会との連携を強化することにより進路支援体制をさらに充実強化し、効果的な就職支援策を実施する。その際、キャリア支援に関するホームページ、キャリア支援課と学生を繋ぐメールマガジンとを効果的なコミュニケーションツールとして活用していく。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

前年度に作り上げた、教養教育におけるキャリア科目、ワークデザイン講

座、熊大ビジネス講座、キャリアデザインセミナー、未内定者フォローセミナーなど一連のキャリア教育・支援活動を引き続き実施し、参加者数も含めてその充実を図る。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

同窓会情報や前年度に実施した卒業生アンケートをもとに、企業訪問等を実施しOB等との連携を深める。

4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

各種奨学金制度への応募に対する支援、入学料・授業料免除制度に係る支援を引き続き行う。

5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

前年度の検討結果を踏まえ、課外教育活動としてサークル活動の位置づけを明確化し、サークル顧問教員の処遇改善、役割の明確化等を進める。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

前年度に設置したボランティア相談窓口の充実と学生への周知を図るとともに、学生が取り組んでいる各種ボランティア活動の実態を把握し、必要な支援を行う。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

学生の公的組織を発展させ、代表者と学長・部局長等との懇談を通じて、学生の意見と力を大学運営に活かす。

就職活動・広報をはじめとする本学の事業に関わる様々な学生を引き続き支援する。

6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

地域からのeラーニング利用を促進するための環境を整備する。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

引き続き民間企業等、地域社会から留学生への宿舎提供件数を増やすための施策を検討する。留学生受入に関する大学としての危機管理について検討することとし、その一環として留学生がアパートに入居する際の保証のあり方について検討を行う。

前年度の調査に基づき、国際交流会館の設備備品の整備に関する年度計画を立て、可能なものから実施する。

前年度に貸付金取り扱い要項を整備した外国人留学生後援会に関して、そ

の原資の拡大に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。
部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。

研究戦略会議は、平成15年度及び前年度に選定した「拠点形成研究」について「拠点形成研究A」、「拠点形成研究B」に区分し研究費等の支援を行う。

また、引き続き、研究推進のフォロー体制の見直しを行い充実を図る。

発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、各センターの研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制の具体策を策定する。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

前年度において検討した事項について、各部局で実現に向けた検討を行う。

また、平成19年度の学校教育法の改正に伴う教員組織の整備について検討を行う。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

前年度において検討した事項のうち、外部資金等を十分に確保できる部局にあっては、特任教員システム（「熊本大学特任教授等選考規則」）を積極的に活用する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

拠点形成研究A、Bの成果により、得意分野の技術開発研究を評価し、更にそれらの研究を推進するために有用な新たな機器の導入や実験方法の講習会などを、生命資源研究・支援センターにおいて企画する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

産学連携に繋がる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター等の研究環境の充実を図る。

また、ベンチャー企業立ち上げのために、インキュベーション施設及び前年度に開所した「くまもと大学連携インキュベータ」の有効活用を図る。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、前年度に実施した施策の結果に

ついて分析するとともに、競争的外部資金をより多く獲得するための方策について、引き続き検討する。

2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

知的財産創生推進本部において、前年度に実施した受託研究や共同研究の推進策の再検討を行い、実施する。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

前年度において、熊本県及び財団法人くまもとテクノ産業財団等と連携して行った、産学マッチングファンド等の獲得の具体的な施策等の再検討を行い、引き続き実施する。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

研究成果の技術移転を推進するため、熊本大学と熊本TLOとの新たな連携を検討する。

また、知的財産創生推進本部において、技術移転の人材育成セミナー及び研修等を実施する。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

前年度に実施した開催状況を分析し、新たなニーズに対応した産学官連携公開シンポジウム、産学官技術交流会等を引き続き計画的に開催する。

3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

研究者情報及び研究シーズ集などのデータベースの更新を行い教員の研究活動情報の内容の充実を図る。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

ホームページにおいて全学的及び各部局で行う研究会やセミナー等の研究活動について情報提供を積極的に行う。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

昨年に続き、学内で計画している公開セミナー、公開シンポジウム等の情報を収集し、大学として引き続き支援を行うとともに、本学で主催したセミナー、シンポジウム等の参加者からのアンケートの実施結果について分析し、今後のセミナー等の開催に活用する。

また、前年度中国上海に開設した上海オフィスを活用した上海シンポジウムの開催を計画し準備する。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的で開催し、企業ニーズ

の情報収集を行う。

知的財産公開シンポジウム、東京リエゾンオフィスを活用したセミナー等の開催や、各種展示会や産学官連携関係のフォーラム等への参加を通して、企業ニーズの情報収集を行うとともに、その分析を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

研究戦略会議は、平成15年度選定の「拠点形成研究」及び前年度に新たに選定した「拠点形成研究」について、重点的な資源配分を行うため、引き続き研究推進の支援を行う。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

研究推進本部において、平成15年度選定の「拠点形成研究」については、中間評価結果を踏まえて再点検を行うとともに、前年度に選定した「拠点形成研究」の進捗状況の点検を引き続き行う。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

研究戦略会議は、「大学院先導機構」に組み入れた「拠点形成研究」について、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けて、引き続き検討を進める。

2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価の結果を踏まえ、より柔軟で効果的な人材配置の実施に向けて策定した方策を実施する。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

研究戦略会議は、各部局における人材の運用及び効果的な人材配置についての検討結果を取りまとめる。各部局は、平成18年度以降の具体策を策定次第、順次実施する。その際、全学的にテニユアトラック制度や女性研究者登用のためのキャリアパス環境整備を併せて推進する。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

研究推進本部は、配分方針に沿って研究資金の配分先を選定し、確保した間接経費等の一定額を、研究支援経費として引き続き配分する。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

研究戦略会議は、各部局における研究資金配分システムの構築についての検討結果を取りまとめる。各部局は、平成18年度以降の具体策を策定次第、順次実施する。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

研究戦略会議及び研究推進本部において、基本方策に沿って、重点研究のプロジェクト推進を図るために前年度に策定したものを実施する。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

研究戦略会議は、共通研究スペースに必要な設備計画について、各部局において策定された結果について取りまとめる。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

研究推進本部は、前年度に見直しを行った「国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項」に沿って、各施設の共用スペースの効果的な活用を図る。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

研究戦略会議は、各部局におけるスペースの有効活用及び配分システムの構築についての検討を取りまとめる。各部局は、平成18年度以降の具体策を策定次第、順次実施する。

3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

設備の充実と新たな研究を支援するための機器の整備を引き続き計画し、実施していく。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

主要機器のギガビットネットワーク接続を推進し全学的ネットワークサービスの向上を図り、さらに、対外接続の高速化についても検討する。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

機関リポジトリシステムの安定稼働と本学研究成果物の収集・蓄積・発信の推進を図る。

引用索引データベースScopusを試験導入し、現在導入中のWeb of Scienceとの比較評価を行い、本学研究者に対し、より有用な方を選択する。

4) 知的財産の創出・取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。
知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。
知的財産マネージャー等がCOE等の「拠点形成研究」や、生命科学系等の研究会に積極的に参画して、研究成果の技術移転及び応用研究への展開を支援するとともに、新たな研究シーズの把握に努める。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

前年度策定した方策に基づき、各センター等の有機的連携及び効果的な知的財産の創出に向けて実施していく。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

研究成果を社会に還元するため、研究者への啓発普及方法の改善を行い、知的財産の創出・取得を目指すとともに、実用化を踏まえて特許等の申請増加を図る。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

熊本TLOとの新たな連携を検討するとともに、前年度策定したベンチャー起業の推進の方策についての実施を検討する。

また、「くまもと大学連携インキュベータ」の活用を図る。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

黒髪・本荘・東京の各リエゾンオフィスを中心に、ワンストップサービスの更なる向上を図るとともに、知的財産の創出、取得、管理、活用を引き続き促進する。

5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

研究戦略会議及び研究推進本部は、「拠点形成研究」の研究が着実なものとなるよう進捗状況の点検を行い、支援に反映させるとともに、中間評価及び最終評価の評価要項を示し、研究活動を充実させる。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

前年度に見直しを図った組織評価に基づき、研究評価の平成19年度実施に向けて準備を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

推進体制整備の一環として、地域連携に関わる各センターのあり方を見直し、統廃合をも視野に入れて地域連携推進体制の充実を図る。
併せて、情報の収集及び発信のための窓口等の充実を図る。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

平成17年度に完結

「熊本大学LINK構想」(熊本大学と熊本県(県庁、学校、企業等)の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想)を活用して「教育(人材養成)」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

引き続き、課題発掘型、市民参加型、課題解決要請型といった3つの形態による地域課題の解決・政策提言に取り組む。

また、専門職業人育成のための事業に取り組む。

2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

事業の主体である高校等との連携を密にするなど、積極的な支援に努める。
また、高大連携事業などを見直し、支援体制の充実を図るとともに、新たな支援策を検討する。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

前年度の実績評価等を基に公開講座の拡充を図る。特に、専門職業人を対象とした講座の充実を図る。

授業開放のあり方についての検討結果を基に、授業開放科目の拡充を図る。

3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST(科学技術振興機構)及びRSP(地域研究開発拠点支援事業)など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

知的財産創生推進本部において、熊本TLOとの連携の見直しを行う等学外の諸機関等との連携を再検討し、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転の拡充の方策を実施する。

また、中小企業基盤整備機構によるくまもと大学連携インキュベータ事業に参画し、本学シーズを活用した起業化を図る。

4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

研究推進会議及び国際交流推進会議で策定した国際共同研究推進に係る施策について、引き続き実施を図る。

前年度に国際交流推進会議が策定した国際間での研究者交流支援施策について、実施を図る。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

前年度に国際交流推進会議が策定した会議、国際シンポジウムの支援施策をもとに、実施する。

国際的な認知度の高い会議・シンポジウム等については、大学が主催者又は共催者として後援する制度を整備する。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

前年度に国際交流推進会議が策定した国際間での研究者交流支援施策をもとに、実施する。

若手研究者の派遣を奨励し、平成17年に発足した熊本大学若手研究者海外派遣制度を引き続き活用する。

教職員の海外での教育研究活動を支援するため、上海オフィスなど海外の拠点や協力者を活用した海外ネットワークの拡充を図る。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

国際交流推進会議を中心として、留学生の生活等支援施策を引き続き実行する。

英文ホームページを利用して、本学への留学を希望する外国人学生や、本学に在学中の留学生が必要とする情報を、英語で提供するシステムを整備する。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

前年度に作成した危機管理マニュアルに基づき、具体的な実施手順書を作成・配布し、周知徹底を行う。海外留学を促進するため、引き続き留学説明会の早期開催を行うとともに、新入生オリエンテーションプログラムとして、新たに新入生対象の留学フェアを開催する。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

平成17年に発足した熊本大学国際奨学事業奨学金により、大学院生の国際会議への参加・発表を推進する。

さらに、海外インターンシッププログラム等の活用による、大学院生の海外派遣増に努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

患者満足度調査結果を踏まえ、患者サービス・医療の質向上を図る。更に、

ISO9001の内部監査を充実し、安全管理体制の強化を図る。

また、新たに検査部門において、国際的に精度が保障された検査データを提供するため、ISO15189（臨床検査室認定）の取得を目指す。

医療カウンセリング室（仮称）を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

医療カウンセリング室（仮称）設置の是非を決定する。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

熊本県の懸案である周産期医療について、具体的対応策の検討を行い、環境整備に着手する。

また、小児・精神医療については、人的体制の強化を図る。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画（第4次）を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

救命救急センターの設置の是非を決定する。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

病院業務の特殊性に沿った個人情報保護の運用を図るとともに、本院の個人情報を活用した研究・教育の有効利用と目的外使用の制限を図る。

遠隔画像診断サービスの連携先拡大と事業化を進める。

診療録の電子化について検討する。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

キャリア開発支援マニュアルを実施し、マニュアルの見直しを行う。

他大学や他病院との連携及び研修を目的とし、看護師、医療技術者の人事交流を推進する。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育学習を推進する。

卒前教育： チュートリアル教育（個別指導・少人数教育）導入に基づき、教育内容の改善を引き続き行う。

クリニカルクラークシップ（個別指導・少人数教育）の改訂教科書を出版し、基本的臨床技能の標準化を図る。

卒後研修： 熊大病院群における新研修制度導入結果の評価を踏まえ、より効果的な平成19年度の研修プログラムを作成する。

後期研修システムを構築するため各診療科で作成した「後期研修プログラム」が効果的に実施されるよう、総合臨床研修セン

ターが必要な支援を行う。
生涯教育等：基本的臨床研修能力に関するセミナー、ワークショップ、講演会等を開催する。
共通：スキルスラボ（臨床技能学習施設）を充実し、新総合臨床研修センターの効果的活用を図る。

平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。

医師卒後臨床研修：研修プログラムの適切な管理・運営を行うとともに、研修医及び指導医からの意見聴取を基に随時プログラムの見直しを行う。

歯科医師卒後臨床研修：新研修制度に基づく、プログラムの運営を行う。
また、研修医及び指導医からプログラムに対する意見の聴取を行う。

研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

研修医の研修評価は多面的な評価（看護師、コメディカルからも評価を受ける）とし、評価の現状把握が出来るよう環境を整備する。

また、初期臨床研修修了後のフォローについては、必要な情報を適切に提供するための情報提供のルールをマニュアル化して運用する。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

前年度に実施した医学部学生、薬学部学生、研修医及び看護師に対する医薬品適正使用・安全管理に関する啓発教育・実習を引き続き行う。

前年度に試行的に用いた薬剤部実習プログラムに基づき、薬剤部実務研修及び実習を実施する。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関するプロジェクトを引き続き支援する。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

薬学部の創薬センターとの連携及び本院の治験センターの充実を図るため、「先端医療・技術支援センター」（仮称）を学内又は院内に設置するかを決定する。

3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

新生児集中治療室（NICU）の人的体制等を強化する。

外来化学療法センターを稼働させ、効率的な運用・経営を図る。

在院日数の短縮及び紹介患者の増加を図るため、病院職員ポストを流用し、地域医療連携センターにメディカルソーシャルワーカーを新規配置する。更に、上位施設基準を取得し、効率的な増収を図るため、理学療法士、作業療法士を増員する。

生活習慣病に対応する糖尿病センター、脳卒中センター（仮称）の診療体制を構築するための準備を行う。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮（23日以内）し、経営の効率化を図る。

クリニカルパスの充実を図り、平均在院日数20日以内を目指す。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

平成18年度経営改善計画に基づき、収支目標額の達成を目指す。

病院収支を分析し、平成19年度経営改善計画を策定する。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

引き続き、平成19年度概算要求を行う。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

クリニカルパスのシステム化を行う。また、新中央診療棟の情報基盤の整備を行い部門システムとの連携を充実させる。

X線画像フィルムレス化を一部実施する。

検査結果伝票の一部廃止を行い、診療録作成の省力化と効率化を図る。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

医療技術部を稼働させ、検査・診療等の業務及び運営の効率化を図る。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

1）実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

引き続き、学部・大学院との連携により、教育方法の改善を図るとともに、自然体験活動教育、IT教育等をより充実する。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

附属学校園の運営計画を更に見直し、先導的教育を推進するとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受け入れ等を行い、地域における公立学校等に対する先導的教育を支援する。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

引き続き、入学者学力検査基本方針に基づき、入学者学力検査を実施する。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

引き続き、附属小学校において、一部の学年・教科単位において少人数学級の授業を試行し、その効果を検証する。

2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、前年度の運営計画の実施状況を検証し、引き続き学校運営の在り方について見直しを行う。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

引き続き、熊本県及び熊本市とそれぞれ締結した人事交流協定に基づき、人事交流を行う。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

引き続き、熊本県等との連携を推進し、公立学校等の研修に関する助言や講師派遣を行い、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

引き続き、学部・大学院における教員養成カリキュラムの改善や教育方法の開発を支援するため、共同研究、情報提供、助言等を行う。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

引き続き、学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会で、前年度の実施結果をもとに、教育実習や研究等について検討し、検討結果に基づく、実施内容及び教育現場の改善を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

前年度の検証に基づき、役員会を中心とした施策立案、執行、評価機能及びその体制について見直し等を行う。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

前年度の検証に基づき、総合企画本部及び学長特別補佐の役割・機能を明確化し、その充実を図る。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

前年度の検証に基づき、部局長等連絡調整会議の機能の明確化を図るとともに効果的な会議体制とする。

2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

前年度の検証に基づき、全学的会議体である「施策」、「教学」、「管理運営」に関する委員会等の役割・機能及びその運営の効率化を図るため、委員の構成や審議事項の精選などの見直しを図る。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

前年度の検証に基づき、全学的会議体の委員数を見直し、効率的な運営を目指す。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

平成17年度に完結

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

平成17年度に完結

3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

全学的に副部局長を設置するとともに、その機能・役割について引き続き検討する。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

効率的な部局運営を行うため、代議員会の活用について引き続き検討する。

効率的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

平成17年度に完結

4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

これまでの検討を踏まえて、平成18年度熊本大学予算編成の基本方針を一部見直し、効率的・合理的に大学運営が行われるように編成する。また、予算の有効活用の観点から、従来、追加配分をしていた重点経費等については、18年度当初配分と同時に配分を行う。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成19年度以降の教員定員の運用について新たな方策を検討する。

前年度に策定した改修計画を基に、学生アメニティ対策の改修整備を進める。

5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

学外の専門家の採用及び学外機関との円滑な人的交流を推進するため、個別契約での対応の拡大や年俸制などの給与制度についても引き続き検討する。

6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

今後の内部監査体制の在り方について検討を行う。

ワーキング・グループによる業務監査を実施することで、業務監査についての理解を深め、監査体制の構築を推進する。

また、引き続き会計基準等の研修を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

教育研究組織について、企画会議において必要に応じ、学部・研究科・学科・専攻等の見直しを行う。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

文学研究科、法学研究科、教育学研究科の在り方を検討し、人文社会科学系大学院の再編・整備を検討する。

研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

大学院において、研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を検討する。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

保健学専攻の平成20年度の設置に向けて計画案を策定する。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合

を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

前年度に策定した改組計画案に基づき、専門職大学院を含む教員養成課程・研究科の改編計画について引き続き検討する。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

教育研究責任、社会貢献責任、社会への説明責任を積極的に果たすため、学内共同教育研究施設の再編などの計画案を策定する。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについては、附置研究所への転換に向けて引き続き要求を行う。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

大学における附属病院の位置付けについて、引き続き検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、これまでの実施状況を踏まえ、平成19年度以降の実施計画について、引き続き検討する。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成19年度以降の教員定員の運用について新たな方策を検討する。

2) 人件費削減への取組

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、前年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額に比して、概ね1%の削減を図る。

3) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

学外の専門家の採用及び学外機関との円滑な人的交流を推進するため、個別契約での対応の拡大や年俸制などの給与制度についても引き続き検討する。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

部局長等の兼業・兼職の承認基準の緩和等に向けて検討する。

4) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

教員の人事評価制度を基に、賞与、給与等への評価結果の反映について検討する。

平成18年度に事務系職員の人事評価の試行を行う。

5) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

前年度に実施した調査に基づき、任期制の拡大へ向けて引き続き検討する。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

前年度に策定した教員選考の評価方針において原則公募としており、今後も公募制の拡大に努める。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

引き続き、有能な外国人の教員の採用に努める。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

引き続き、公募制を推進し、男女の区別なく公正な人事を行う。

6) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成17年度に完結

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

引き続き文部科学省や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

前年度新たに開設した民間派遣研修、国際交流業務研修及び幹部職員研修等の実施など、研修の多様化を図るとともに、放送大学を利用した研修を更に充実する。

4 事務等の簡素・合理化に関する目標を達成するための措置

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

前年度に実施した各種業務の見直しを踏まえ、旅費計算業務等のアウトソーシングを実施する。さらに、他の業務においてもアウトソーシングの可能性を検討する。

各種事務の電子化を進める。

引き続き、各種事務の業務分析を行い、可能なものから電子化を図り、電子事務局構想を推進する。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

前年度に実施した各種業務の見直しを踏まえ、企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した効率的な事務組織を再編する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に平成15年度比で25%増加させる。

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を増加させるため、科学研究費補助金の申請で不採択になった課題のうち、審査評点が高い評価を受けた者に対して、採択に向けて支援を行い、科学研究費補助金の採択増を図る。また、研究シーズ集(CD-ROM)及び「産学官連携のしおり」を改訂して企業等へ配布し、受託研究、共同研究等の獲得を図る。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のニーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

引き続き計画の実行状況を整理し、前年度に作成したWeb上の研究シーズのより一層の充実を図るとともに、パテントマップ(特許情報を目的に応じ、視覚的に理解できるように図表化したもの)による企業の研究シーズを把握し、マッチング(需要と供給を合わせること)を図って受託研究及び共同研究を推進する。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

引き続き、遺伝子改変マウスの供給を促進するための事務手続きの改善を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクションプログラム」に基づき、平成18年度節減予定額の実現に努めるとともに、平成19年度における節減項目及び節減予定額を設定する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

本荘キャンパスについて、室利用状況調査を実施する。これを基に点検・評価を行う。また、中央診療棟の完成に伴い生じる空きスペースについて、有効利用のための改善策策定に向けた検討を行う。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

特許権などの知的財産を増大させるため、研究者への啓発普及を行い、知的財産の創出・取得を目指すとともに実用化を踏まえて特許権の申請増加を図る。

また、本学シーズ集の企業への配付や、知的財産マネージャーや産学官連携コーディネーターによる地域の研究開発型企業及び大都市有望企業へのマーケティング活動により共同研究の増加を図る。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」に関連する施設において、共用スペースの確保に向けた検討を行う。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

毎年の消費者物価指数等を踏まえながら、土地・建物の貸付料の改定を行う。また、近隣施設を調査し、講義室及び体育館の一時貸付料の改定を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

前年度見直しを行った評価指針に基づき、教員個人活動評価を実施する。また、平成19年度教育研究等の組織活動評価の実施に向けて準備を行う。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

教員の人事評価制度を基に、賞与、給与等への評価結果の反映について検討する。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

教育研究・大学運営等のデータベースの全学的統合連携について、大学評価・学位授与機構の評価項目の対応を含め検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

効果的な広報手段を引き続き検討する。

また、本学のブランド化を全学的に展開し、持続的な広報を実現する。

ホームページ、広報誌の充実を行う。

ホームページの改修による広報効果を検証する。
また、全学広報誌の見直しについて引き続き行う。

学外に情報プラザ等を開設する。

引き続き情報発信を目指した学外コーナーの設置について検討する。
既存の学外拠点を活用した情報発信の推進を図る。

積極的に記者発表を行う。

引き続き定例記者懇談会を実施するとともに、各種メディアを通じた大学情報の発信を推進する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想（マスタープラン）を策定し、計画的な整備を行う。

本荘キャンパスマスタープランを策定する。

また、病院再開発計画に基づき中央診療棟の完成を目指す。

さらに、保健学科の改修整備を行う。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

保健学科の改修整備及び本荘キャンパスの環境整備において、ユニバーサルデザインや環境保全等に配慮した施設整備を推進する。

P F I方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

P F I方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を図るため、引き続き学内や学外から広く情報及び資料の収集を行う。

P F I方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」は事業計画に沿って、維持管理業務とそのモニタリングを実施し、P F I事業を継続する。

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をP F I事業として確実に推進する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」は事業計画に沿って整備を行う。

一部維持管理業務とそのモニタリングを実施する。

2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

前年度に実施した施設設備の維持保全のための調査を基に屋外環境対策の点検・評価を行う。

また、本荘キャンパスの室利用状況調査を実施し、点検・評価を行う。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

前年度に策定した改修計画を基に、学生のアメニティ対策の改修整備を進めることにより、スペースを有効に活用する。

また、本荘キャンパスについて、室利用状況調査の点検・評価を基に室の効率的な運用を図る。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

本荘キャンパスの点検・評価の結果を平成18年度に策定するマスタープランに反映させる。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

引き続き学生、教職員の意識改革を高めるため、ホームページを利用して、施設の利用状況や施設を有効に活用する情報を発信する。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

黒髪キャンパスマスタープランにおいて選定した伝統的施設の保存と有効活用を推進する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

前年度までの各種測定・検査結果を分析・検討し、引き続き安全な職場環境の維持・改善に努める。

R I 及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

有害物質等の管理を充実する方策の一環として、化学薬品の管理システムを導入し、平成18年度中の運用を開始する。

また、データベースの運用・管理について、引き続き検討を行い充実を図る。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

引き続き、採用者等に対する安全衛生教育並びにそれ以外の職員への安全衛生に関する教育及び研修を計画的に実施する。

2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

引き続き、キャンパス及び施設を点検し、計画的に整備と対策を実施する。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・

バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

引き続き、実験・実習等における安全教育、衛生教育を実施する。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

引き続き、安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。

前年度の訓練結果等に基づき、引き続き不審者侵入や災害等を想定した訓練方法を検討して、安全確保に努める。

前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルの見直しを行う。（附属小・中学校・幼稚園）

前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルを点検し、安全管理に対応する。（附属養護学校）

前年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、設備等の整備を行う。（附属小・中学校・幼稚園）

毎月安全点検保守を行い、施設設備・学習環境の安全を図るとともに、学校安全管理委員会を設置し、組織として取り組む。（附属養護学校）

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
4 2 億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
予定なし。

- 2 担保に供する計画

中央診療棟建設、基幹・整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)中央診療棟	総額	施設整備費補助金 (1,255)
・(医病)基幹・環境設備	9,468	
・小規模改修		船舶建造費補助金 (0)
・病院特別医療機械(再開発設備)		長期借入金 (8,155)
・(本荘)発生医学研究センター施設整備事業(PFI)		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (58)
・(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業(PFI)		

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

- 1 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。
- 2 教員の流動性を向上させるため、各教育研究組織において任期制を検討し、任期制が有効なものについては、導入する。
- 3 事務職員等の質の向上及び組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行うとともに研修制度を充実する。

(参考1)平成18年度の常勤職員数 1,984人

また、任期付職員数の見込みを 63人とする。

(参考2)平成18年度の人件費総額見込み 20,320百万円(退職手当を除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	17,174
施設整備費補助金	1,255
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	159
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58
自己収入	21,065
授業料及び入学金検定料収入	6,182
附属病院収入	14,777
財産処分収入	0
雑収入	106
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,195
長期借入金収入	8,155
目的積立金取崩	187
計	50,248
支出	
業務費	36,017
教育研究経費	16,035
診療経費	12,808
一般管理費	7,174
施設整備費	9,468
補助金等	159
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,195
長期借入金償還金	2,409
計	50,248

[人件費の見積り]

期間中総額20,320百万円を支出する。(退職手当を除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額15,893百万円)

(注)「運営交付金」のうち平成18年度当初予算額17,047百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額127百万円。

(注)「施設整備費補助金」のうち平成18年度当初予算額592百万円、前年度(補正予算)よりの繰越額663百万円。

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	39,666
經常費用	39,666
業務費	33,737
教育研究経費	3,554
診療経費	6,289
受託研究費等	1,330
役員人件費	130
教員人件費	13,016
職員人件費	9,418
一般管理費	2,709
財務費用	593
雑損	0
減価償却費	2,627
臨時損失	0
収入の部	40,206
經常収益	40,206
運営費交付金	15,758
授業料収益	4,787
入学金収益	790
検定料収益	171
附属病院収益	14,777
受託研究等収益	1,330
補助金等収益	159
寄附金収益	793
財務収益	1
雑益	105
資産見返運営費交付金等戻入	895
資産見返寄附金戻入	35
資産見返物品受贈額戻入	605
臨時利益	0
純利益	540
目的積立金取崩益	187
総利益	727

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	54,448
業務活動による支出	36,469
投資活動による支出	11,390
財務活動による支出	2,409
翌年度への繰越金	4,180
資金収入	54,448
業務活動による収入	40,466
運営費交付金による収入	17,047
授業料及び入学金検定料による収入	6,182
附属病院収入	14,777
受託研究等収入	1,330
補助金等収入	159
寄附金収入	865
その他の収入	106
投資活動による収入	1,313
施設費による収入	1,313
その他の収入	0
財務活動による収入	8,155
前年度よりの繰越金	4,514

別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	総合人間学科	110人	
	歴史学科	150人	
	文学科	230人	
	コミュニケーション情報学科	60人	
	人間科学科	50人	
	地域科学科	80人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
教育学部	小学校教員養成課程	440人	
	中学校教員養成課程	280人	
	養護学校教員養成課程	80人	
	特別教科(看護)教員養成課程	20人	
	養護教諭養成課程	120人	
	地域共生社会課程	80人	
	生涯スポーツ福祉課程	160人	
法学部	法学科	775人	
	公共政策学科	85人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
理学部	理学科	570人	
	数理科学科	35人	
	物理科学科	30人	
	物質化学科	30人	
	地球科学科	30人	
	生物科学科	35人	
	環境理学科	30人	
医学部	医学科	600人	
	保健学科	432人	
	保健学科共通(3年次編入)	16人	
薬学部	薬学科	55人	
	創薬・生命薬科学科	35人	
	薬科学科	270人	
工学部	物質生命化学科	338人	
	マテリアル工学科	46人	
	機械システム工学科	97人	
	社会環境工学科	71人	
	建築学科	56人	
	情報電気電子工学科	153人	
	数理工学科	10人	
	環境システム工学科	408人	
	知能生産システム工学科	462人	
	電気システム工学科	258人	
	数理情報システム工学科	234人	
	学部共通(3年次編入)	60人	
	文学研究科(修士課程)	人間科学専攻	14人
		地域科学専攻	20人

教育学研究科（修士課程）	歴史学専攻	20人	
	言語文学専攻	30人	
	学校教育専攻	10人	
	障害児教育専攻	10人	
	教科教育専攻	68人	
	養護教育専攻	6人	
法学研究科（修士課程）	法学公共政策学専攻	48人	
医学教育部（修士課程）	医科学専攻	40人	
医学教育部（博士課程）	生体医科学専攻	104人	
	病態制御学専攻	88人	
	臨床医科学専攻	124人	
	環境社会医学専攻	36人	
薬学教育部（修士課程）	分子機能薬学専攻	84人	
薬学教育部（博士課程）	生命薬科学専攻	54人	
	分子機能薬学専攻	54人	
	生命薬科学専攻	39人	
社会文化科学研究科（修士課程）	教授システム学専攻	10人	
社会文化科学研究科（博士課程）	文化学専攻	12人	
	公共社会政策学専攻	12人	
自然科学研究科（修士課程）	理学専攻	100人	
	複合新領域科学専攻	12人	
	物質生命化学専攻	43人	
	マテリアル工学専攻	25人	
	機械システム工学専攻	57人	
	情報電気電子工学専攻	81人	
	社会環境工学専攻	38人	
	建築学専攻	63人	
	物質科学専攻	71人	
	材料システム専攻	15人	
	機械システム専攻	42人	
	数理科学・情報システム専攻	51人	
	電気システム専攻	27人	
	自然システム専攻	50人	
	環境土木工学専攻	27人	
	自然科学研究科（博士課程）	理学専攻	10人
		複合新領域科学専攻	18人
		産業創造工学専攻	14人
		情報電気電子工学専攻	10人
		環境共生工学専攻	10人
		生産システム科学専攻	44人
		システム情報科学専攻	32人
環境共生科学専攻		40人	
物質・生命科学専攻		22人	
法曹養成研究科(法科大学院の課程)		法曹養成専攻	90人
特殊教育特別専攻科	知的障害教育専攻	30人	

養護教諭特別別科		40人
附属小学校		720人
		学級数 18
附属中学校		480人
		学級数 12
附属養護学校	小学部	18人
		学級数 3
	中学部	18人
		学級数 3
	高等部	24人
		学級数 3
附属幼稚園		160人
		学級数 5
医療技術短期大学部	助産学特別専攻	20人